

わがまち特例(地域決定型地方税制特例措置)

| 対象資産                                                                  | 根拠法令<br>※地方税法            | 取得期間                     | 適用期間                        | 特例割合             |     |
|-----------------------------------------------------------------------|--------------------------|--------------------------|-----------------------------|------------------|-----|
| 家庭的保育事業の用に供する家屋及び償却資産                                                 | 第349条の3第27項              | 平成29年4月1日～               | 期限なし                        | 1/2              |     |
| 居宅訪問型保育事業の用に供する家屋及び償却資産                                               | 第349条の3第28項              | 平成29年4月1日～               | 期限なし                        | 1/2              |     |
| 事業所内保育事業(利用定員5人以下)の用に供する家屋及び償却資産                                      | 第349条の3第29項              | 平成29年4月1日～               | 期限なし                        | 1/2              |     |
| 水質汚濁防止法に規定する特定施設に係る汚水・廃液の処理施設                                         | 附則第15条第2項第1号             | 令和2年4月1日～<br>令和4年3月31日   | 期限なし                        | 1/2              |     |
| 大気汚染防止法に規定する指定物質排出抑制施設                                                | 旧法附則第15条第2項第2号           | 平成30年4月1日～<br>令和2年3月31日  | 期限なし                        | 1/2              |     |
| 下水道法に規定する除害施設                                                         | 附則第15条第2項第5号             | 令和2年4月1日～<br>令和4年3月31日   | 期限なし                        | 3/4              |     |
| 特定都市河川浸水被害対策法に規定する雨水貯留浸透施設                                            | 旧法附則第15条第8項              | 平成30年4月1日～<br>令和3年3月31日  | 期限なし                        | 3/4              |     |
| 都市再生特別措置法に基づき認定事業者が取得する公共施設等の用に供する家屋及び償却資産                            | 附則第15条第16項               | 平成27年4月1日～<br>令和5年3月31日  | 新たに課税される年度から5年度分            | 3/5              |     |
| 都市再生特別措置法に基づき認定事業者が取得する公共施設等の用に供する家屋及び償却資産のうち、特定都市再生緊急整備区域内のもの        | 附則第15条第16項               | 平成27年4月1日～<br>令和5年3月31日  | 新たに課税される年度から5年度分            | 1/2              |     |
| 津波防災地域づくりに関する法律に規定する推進計画に基づき新たに取得又は改良された津波対策用施設                       | 附則第15条第23項               | 平成28年4月1日～<br>令和6年3月31日  | 新たに課税される年度から4年度分            | 1/2              |     |
| 津波防災地域づくりに関する法律に規定する警戒区域内において指定避難施設の用に供する家屋のうち避難の用に供する部分(指定避難施設避難用部分) | 附則第15条第24項第1号            | 平成30年4月1日～<br>令和6年3月31日  | 指定避難施設として指定された翌年度から5年度分     | 2/3              |     |
| 津波防災地域づくりに関する法律に規定する警戒区域内において協定避難施設の用に供する家屋のうち協定避難用部分                 | 附則第15条第24項第2号            | 平成30年4月1日～<br>令和6年3月31日  | 管理協定を締結した翌年度から5年度分          | 1/2              |     |
| 津波防災地域づくりに関する法律に規定する警戒区域内において協定避難施設の用に供する家屋(建設予定又は建設中)のうち協定避難用部分      | 附則第15条第24項第3号            | 平成30年4月1日～<br>令和6年3月31日  | 管理協定を締結後、新たに課税される年度から5年度分   | 1/2              |     |
| 津波防災地域づくりに関する法律に規定する警戒区域内において指定避難施設に附属する避難の用に供する償却資産                  | 附則第15条第25項第1号            | 指定日以降                    | 新たに課税される年度から最大5年度分          | 2/3              |     |
| 津波防災地域づくりに関する法律に規定する警戒区域内において協定避難施設に附属する避難の用に供する償却資産                  | 附則第15条第25項第2号            | 協定締結日以降                  | 管理協定を締結後、新たに課税される年度から最大5年度分 | 1/2              |     |
| 太陽光発電設備<br>(再生可能エネルギー事業者支援事業費補助金を受けて取得した設備で自家消費型のもの)                  | 1,000kw未満                | 附則第15条第27項第1号イ           | 令和2年4月1日～<br>令和4年3月31日      | 新たに課税される年度から3年度分 | 2/3 |
|                                                                       | 1,000kw以上                | 附則第15条第27項第2号イ           | 令和2年4月1日～<br>令和4年3月31日      | 新たに課税される年度から3年度分 | 3/4 |
| 風力発電設備<br>(固定価格買取制度の認定を受けたもの)                                         | 20kw未満                   | 附則第15条第27項第2号ロ           | 令和2年4月1日～<br>令和4年3月31日      | 新たに課税される年度から3年度分 | 3/4 |
|                                                                       | 20kw以上                   | 附則第15条第27項第1号ロ           | 令和2年4月1日～<br>令和4年3月31日      | 新たに課税される年度から3年度分 | 2/3 |
| 水力発電設備<br>(固定価格買取制度の認定を受けたもの)                                         | 5,000kw未満                | 附則第15条第27項第3号イ           | 令和2年4月1日～<br>令和4年3月31日      | 新たに課税される年度から3年度分 | 1/2 |
|                                                                       | 5,000kw以上                | 附則第15条第27項第2号ハ           | 令和2年4月1日～<br>令和4年3月31日      | 新たに課税される年度から3年度分 | 3/4 |
| 地熱発電設備<br>(固定価格買取制度の認定を受けたもの)                                         | 1,000kw未満                | 附則第15条第27項第1号ハ           | 令和2年4月1日～<br>令和4年3月31日      | 新たに課税される年度から3年度分 | 2/3 |
|                                                                       | 1,000kw以上                | 附則第15条第27項第3号ロ           | 令和2年4月1日～<br>令和4年3月31日      | 新たに課税される年度から3年度分 | 1/2 |
| バイオマス発電設備<br>(固定価格買取制度の認定を受けたもの)                                      | 10,000kw未満               | 附則第15条第27項第3号ハ           | 令和2年4月1日～<br>令和4年3月31日      | 新たに課税される年度から3年度分 | 1/2 |
|                                                                       | 10,000kw以上<br>20,000kw未満 | 附則第15条第27項第1号ニ           | 令和2年4月1日～<br>令和4年3月31日      | 新たに課税される年度から3年度分 | 2/3 |
| 浸水防止用設備                                                               | 附則第15条第30項               | 平成29年4月1日～<br>令和5年3月31日  | 新たに課税される年度から5年度分            | 2/3              |     |
| 認定誘導事業者が整備した公共施設等の用に供する家屋及び償却資産                                       | 旧法附則第15条第40項             | 平成28年4月1日～<br>令和2年3月31日  | 新たに課税される年度から5年度分            | 4/5              |     |
| 特定事業所内保育施設                                                            | 附則第15条第34項               | 平成29年4月1日～<br>令和5年3月31日  | 最初に補助を受けた翌年度から5年度分          | 1/2              |     |
| 緑地保全・緑化推進法人が設置する市民緑地の用に供する土地                                          | 附則第15条第35項               | 平成29年6月15日～<br>令和5年3月31日 | 新たに課税される年度から3年度分            | 2/3              |     |
| 中小企業等経営強化法に基づく先端設備等導入計画の認定を受けた一定の償却資産                                 | 附則第64条                   | 令和3年4月1日～<br>令和5年3月31日   | 新たに課税される年度から3年度分            | 0<br>(ゼロ)        |     |
| サービス付き高齢者向け賃貸住宅(新築)                                                   | 附則第15条の8第2項              | 平成27年4月1日～<br>令和5年3月31日  | 新たに課税される年度から5年度分            | 2/3              |     |